

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

本件事業は龍野市第4次総合計画に沿った事業であり、また、老朽化の進行する八瀬家住宅を積極的に保存し、文化財を保護するとともに、住民に対して広く公開し、活用しようという住民の意識に応えるものであり、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 収用する公益上の必要性

このような状況をかんがみれば、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の長期縦覧場所

龍野市役所（教育委員会社会教育課）

兵庫県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成17年2月15日から供用を開始する。

その関係図面は、平成17年2月15日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年2月15日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 250号	赤穂市砂子字土手ノ下377番1から 同 市砂子字土手ノ下374番1まで	旧	14.0から 17.0まで	36.0	
		新	17.0から 19.0まで	36.0	

兵庫県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成17年2月15日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成17年2月15日から2週間、阪神北県民局県土整備部三田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年2月15日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三田篠山線	三田市乙原字南指切1515番41から 同 市乙原字南指切1515番71まで	旧	8.0から 20.0まで	81.0	
		新	6.0から 20.0まで	81.0	

兵庫県告示第 180 号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第 1 項の規定により、道路改築工事を兵庫県において完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第 7 条第 2 項の規定により告示する。

平成17年 2 月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

路 線 名	町道釣坂線
工 事 区 間	朝来郡朝来町立脇字庄境 9 番 6 号から 同 郡同 町上八代字西的場36号まで
工 事 の 種 類	町道改良工事
工事完了の期日	平成17年 2 月25日

兵庫県告示第 181 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成17年近畿地方整備局告示第 4 号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成17年 2 月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業3.4.127号山吹線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 4 事業施行期間
平成 4 年 6 月26日から平成19年 3 月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第 182 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成17年近畿地方整備局告示第 5 号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成17年 2 月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業3.5.123号市川左岸線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 4 事業施行期間

平成元年 7 月24日から平成18年 3 月31日まで

5 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第 183 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により、西播都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成17年近畿地方整備局告示第 6 号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成17年 2 月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
西播都市計画道路事業3.4.100号相生駅相生線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 4 事業施行期間
平成14年 8 月29日から平成19年 3 月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第 184 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成17年近畿地方整備局告示第 7 号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成17年 2 月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業3.3.211号塚口長尾線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
- 4 事業施行期間
平成 7 年 8 月 4 日から平成18年 3 月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし